地域と人権

6/15 2021 No.1221

毎月15日発行
1972年9月18日　第三種郵便物認可
全国人権連ホームページ
http://zjr.sakura.ne.jp/

コロナ禍のもと、検査、病床の拡充をはじめ、持続化給付金や家賃支援給付金の第２弾の給付、生活困窮者への10万円給付、雇用調整助成金のコロナ特例延長、規制措置に伴う全ての損失は国が全面的に補償を。

フィールドワーク受け入れの自治体へ 中止の要請

人権連大分県連が具体的行動を論議

人権連大分県連（荒木ひろ子会長）は5月12日、大分県宇佐市内で2か月に1度の県連役員会を開き、懸案の①大分県による旧同和地区への視察研修（フィールドワーク）問題②部落差別解消推進課を男女共同参画課への課名変更問題③市民意識調査問題④県立中津北高校の「生徒差別発言問題」などを協議しました。

この日、急きょ議題に上ったのは、「示現舎」（鳥取ループ）が県立中津北高問題を大分県教委へ情報開示を請求、入手した詳細なデータ（75ページ）をネットにアップ、「全国化」した問題です。

フィールドワーク研修については、大分県が「実施は地元自治体からの要請」と回答していることから、県人権連としてフィールドワークを受け入れている自治体を訪問、研修の実態や自治体当局の意向などを聴取、時代錯誤のフィールドワーク研修の中止を要請することにしました。対象自治体の人権連関係の議員と日程を協議、6月議会の終了後になりそうです。

行政の市民意識調査の問題では、「部落の起源を問う」設問項目で「人種が違う」という選択肢を挙げている（宇佐市の例）ことは、非科学的な偏見を誘発し、差別を掘りおこし拡大・固定化するものであり、このような設問項目の削除を求めるとしました。

中津北高問題では、中津市議の荒木会長の調査で、この間、「解同」と県教委と折衝してきた当事者の校長、教頭、事務長が異動でそろって転出。新年度から県教委の同和対策担当者が派遣されるなど、「差別事件」に忖度した人事配置の実態が明らかになりました。

また、「示現舎」が生徒発言問題をネットにアップし、全国化したことについて県人権連は、問題のもみ消しではなく県教委と高校側に事実確認を求め、講師の川口泰司「解同」山口県連書記長の講演内容で、生徒に発言を誘発する言辞を使ったかどうかの有無を明らかにすることを確認しました。

この日の会議では、次回役員会までに各自治体の同和関連予算などの資料を収集し、各自治体の同和行政の実態を把握して10月の対県交渉に反映させていくことにしました。また、人権連機関紙「地域と人権」の拡大普及に取り組むことも確認しました。

大分

脅されて、2千万円用意したのが差別？

怪奇な差別落書き事件

大分県耶馬溪町（合併後、現在は中津市）で1980年3月、なんとも不思議な「部落差別落書き事件」が発生しました。5月12日、人権連大分県連役員会に参加した三上英範中津市議の報告を紹介します。

同市議によれば『民報耶馬溪』（1980年4月20日発行）で、耶馬溪町観光地のトイレで「差別落書き」を「解同」の「会員」が発見。「解同」は発見者の氏名を明らかにしないで、8時間徹夜で脅迫、町側に「2千万円出す」と約束させました。

「解同」が発見したというトイレの「落書き」は3月31日夜、「解同」が町幹部に確認させ、その翌日、何者かによって消されていました。

町側は約束の日に現金2千万円を持参しましたが、「解同」側からは誰も来なかったと、当時の事情を知る町民の証言があります。

町はこの恐喝未遂事件を中津署に報告、調査を依頼しましたが、警察は捜査をうやむやにしたといいます。

町はこの「落書き事件」の経過を大分県同和対策室に報告。県同対室と「解同」県連幹部7人が耶馬溪町で「確認会」を行い、被害をうけた町側に「金で差別事象を解決しようとした町の考え方は、差別糾弾の対象になる」と逆ねじ、差別糾弾学習会を町が受けるように指導を強要しました。

なんとも不思議な落書き事件です。「解同」から「差別落書き」と脅され、言いなりに大金を用意したら、それが差別とは解せません。三上市議は「いま、起こっているある高校の差別事件は、40年前のこの事件と本質は同じと思う」と指摘しました。「解同」の行政、地域支配の問題が今後の人権運動の課題ですが、大分県連は「県や市当局の行政の主体性こそ問われねばならない」としています。

全水100周年を迎え、考えること⑫

歴史への向き合い方

京都橘大学名誉教授　碓井　敏正

水平社が創立されて、来年3月で100年を迎える。100年は歴史を振り返り、今後の人権運動を考える良い機会である。ただ問題はどのような視点で過去と向き合うかである。かつて歴史家のE・H・カーが、「歴史とは現在と過去との絶えざる対話である」と述べたが、歴史研究は現在的問題意識を欠く場合には、単なる過去の詮索に終始することになる。特に現代は、部落問題が基本的に解決する一方で、貧困・格差問題や民族問題など、新たな人権課題が生まれているだけに、特にそう感じるのである。

それでは100年前の水平社の結成と宣言を、現代のわれわれはどう受け止め、またそこからどのような教訓を導き出すべきなのであろうか。私はそれを「理念」と「運動」との相違と分裂という視点から問題としたい。運動の原点である理念と、現実の運動との間には、大きな乖離があるからである。

言うまでもなく、水平社の宣言は、被差別部落の民衆自身による、日本における最初の人権宣言として評価できるものである。しかしその後の運動における分裂と抗争、さらに一部幹部の戦時体制への協力など、負の歴史も含めて総括しない限り、その意義を現在に生かすことはできない。もちろんこれは、部落解放運動に限られたことではないが。

やや話は大きくなるが、理念と現実の運動との乖離は、フランス革命後の政治的現実がよく示している。フランスでは民衆の蜂起による革命が成功し、議会で「フランス人権宣言」が出されるが（1789年）、その後、革命を主導したジャコバン派による独裁的恐怖政治の下で、多くの人々の命が失われた。

人間の平等な権利を謳った人権宣言を読む限り、ロベスピエールのように、意見の異なる仲間の命まで簡単に奪うことは、想像もできないことである。このような暗い歴史的事実の裏には、自らの主張の絶対化と、組織の論理・利害の独走がある。戦後の部落解放同盟のように、部落排外主義的立場から、八鹿高校事件のような刑事事件を起こした組織の存在を考えるとき、これは遠い過去のこととは言い切れない。

このような矛盾を克服しながら人権組織が効果的に活動し、社会に影響を与えるには何が必要なのであろうか。まず問われるのが組織のあり方、特に組織を支配する文化である。具体的に言えば、多様な意見が自由に表明され、活発な議論がなされる組織文化が重要となるであろう。

21世紀は人権の世紀であることが期待されるが、水平社の理念が引き継がれるためには、人権があらゆる領域で浸透し、人々の行動の基準となることが望まれる。憲法で保障された人権は、あらゆる政治的、社会的行動の基本原理だからである。

発行　全国地域人権運動総連合　〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6 TEL(03)5615-3395 FAX(03)5615-3396　CHIIKI to JINKEN　頒価1部147円（送料63円）1ヵ年2520円（送料含む）郵便振替　00190-7-371125